

**改正**

平成28年4月1日告示第99号

平成30年3月30日告示第73号

令和2年5月1日告示第118号

三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、水田を有効利用する効率的な経営体の育成及び加工品原材料の安定供給を図るため、麦、大豆、山の芋、カーターピーナッツ（アメリカ合衆国第39代大統領ジミー・カーター氏から寄贈された種をもとにしたピーナッツをいう。以下同じ。）又は小豆の生産者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 麦又は大豆の補助対象者は、団地化、土地利用集積及び販売に取り組む、市内の農業者、法人又は集落営農組合（複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、農産物等の生産及び販売について共同経理を行っているもの）であること。
- (2) 山の芋、カーターピーナッツ又は小豆の補助対象者は、市内の農業者又は法人であって、販売を行うものであること。
- (3) 申請者が、個人にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納しているものとし、法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納しているものとする。

(補助金の交付対象農地及び交付対象面積)

**第3条** 補助金の交付対象農地及び交付対象面積は次に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策の交付対象農地であつて地目が田の農地であること。ただし、山の芋、カーターピーナッツ又は小豆については、地目が畑の農地も交付対象とする。
- (2) 麦及び大豆の作付面積の合計は100アール以上とし、小豆の作付面積は10アール以上である

こと。

(3) 交付対象面積は、本地面積とし、畦畔等の作物の作付けが不可能な農地は含まない。

(4) 麦及び大豆の組み合わせによる二毛作を行った場合、基幹作及び二毛作の合計面積を交付対象面積とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、麦、大豆、山の芋、カーターピーナッツ又は小豆の交付対象面積に応じて10アール当たり10,000円とし、千円未満を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

**第6条** 市長は、前条の申請に対して内容を審査のうえ、適当と認められた場合には、申請者に対して、三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 申請者は、この事業が完了したときは、速やかに三次市麦・大豆等生産振興推進事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額確定等)

**第8条** 市長は前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(事業の期間)

**第10条** この事業は、令和2年度から令和4年度までの3年間を事業期間とする。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、補助金の交付を受けた者が、不正な手段により補助金を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認

めたときは、この限りでない。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

**附 則** (平成28年4月1日告示第99号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の三次市麦・大豆等生産振興推進事業補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成30年3月30日告示第73号)

この告示は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第6条及び第23条の規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年5月1日告示第118号)

この告示は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。